

企業主導型保育事業に対する国会等における主な指摘事項

1 . 質の確保、事業の継続性の確保

- ・ 保育士比率が 50% 以上で良い等とされるが、保育の質は担保できるか。
- ・ 定員割れの現状について、調査が必要。
- ・ 制度開始後 2 年で取消や休止施設があったことを踏まえ、審査基準や審査について検証が必要。
- ・ 複数企業が施設を共同利用する場合、責任の所在が不明確にならないようにすることが必要。

2 . 自治体との連携

- ・ 地域の保育需給、施設が休止した際の受皿確保といった観点から、設置及び運営に当たって、自治体の関与強化が必要。

3 . 指導・監査、相談支援のあり方

- ・ 実施機関が監査業務を民間企業へ委託する是非について、検証が必要。
- ・ 保育内容等の監査結果を踏まえ、施設に対する事後的な支援も必要。
- ・ 保育内容のみならず、財務面の監査も強化が必要。

4 . 実施体制のあり方

- ・ 各施設への指導監査と支払を適切に行うためには、実施機関が一定の体制を持つことが必要。
- ・ 施設が資金繰りに窮しないよう、補助金の支払遅延の防止が必要。